

## 《学校体育施設の使用上の注意事項》

1. 学校体育施設スポーツ開放遵守事項に定められた開放時間を遵守すること。  
特に夜間使用の場合は、午後8時30分に使用を終了し、清掃、戸締り、消灯の確認をし、午後9時までには全員退出すること。  
また、施設の開錠・施錠は開放（予約）時間内に行うこと。
2. 鍵を借りる時に使用許可書を必ず提示し、使用時にも持参すること。
3. 体育施設及び使用許可された備品等を大切に扱うこと。万一、破損、紛失をした場合は、速やかに学校へ報告し弁償すること。
4. 体育施設及び使用許可された備品等の使用後は、必ず利用前の状態に戻すこと。
5. 使用の申し込みと鍵の受渡しについては、各学校の始業から終業時間内で、学校の指示に従い行うこと。
6. 使用する施設以外の場所には立ち入らないこと。
7. 体育館、校庭の照明は、学校の指示に従い、必要最小限とし、節電に努めること。
8. 学校敷地内は、すべて「禁煙」とし、「火気」の使用はしないこと。
9. 開放施設内での飲食等は行わないこと。
10. 体育館は、必ず上履きを使用すること。
11. 施設使用後は、必ず清掃を行い、ごみは全て持ち帰ること。
12. 責任者は施設使用后、報告書に必要事項を記入し、鍵と一緒に所定の場所へ速やかに返却すること。（返却方法は、教育委員会又は、学校の指示に従うこと。）  
万が一鍵を亡失した場合には、鍵とスペアキーの交換に関わる一切の費用を負担すること。
13. 年度をまたいでの予約はできません。
14. 校庭は、児童生徒が遊び場、運動等で使用している場合があるので、常に子どもの動きに注意し、ケガなどの事故が起きないようにすること。
15. 団体の責任者は、遵守事項及び注意事項を団体構成員全員に必ず周知徹底すること。